



令和3年12月23日

障害福祉課

個人情報を含むUSBメモリの紛失について

このたび、川口市が委託する事業者の事務所内において、利用者の個人情報を記録したUSBメモリを紛失したことが発覚しました。

なお、現在のところ、第三者による不正使用等の事実は確認されていません。

記

- 1 発覚日時 令和3年12月10日（金）15：00頃
- 2 場 所 市内の障害者相談支援センター（川口市の委託事業者）の事務所内
- 3 紛失物 利用者の個人情報を記録したUSBメモリ
・利用者21名分の「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」「障害種別・障害等級」「家族構成」「通所先の事業所名」「サービス利用状況」「その他身体・精神の状況に関する情報」が記載されたもの。
- 4 原 因 委託事業者におけるUSBメモリの使用について、管理簿を作成していない等、管理が不適切であったこと。
- 5 経 緯 別紙のとおり
- 6 今後の対応
 - （1）該当する利用者に対し、個別に事案の説明と謝罪を行う。
 - （2）委託事業者に対し、個人情報管理の徹底について指導を行う。
 - （3）市内の障害者相談支援センター（全10か所）に対し、本件の概要について共有し、同種事案の再発防止に努めるとともに、個人情報管理に関するチェック体制の強化を行う。

別紙

個人情報を含むUSBメモリの紛失について（経緯）

- ・ 令和3年12月10日（金）15：00頃
市内の障害者相談支援センターにおいて、前日まで事務所内で業務に使用していたUSBメモリが見当たらないことに気づき、センター職員3名で探索するも発見できず、紛失したことが発覚。
- ・ 令和3年12月11日（土）
センター職員2名で、再度事務所内を探索するも発見できず。
- ・ 令和3年12月13日（月）
センター職員が事業者の法人本部へ事態を報告し、対応の指示を仰いだところ、引き続き探索するように指示を受け、探索を継続。
- ・ 令和3年12月17日（金）14：00頃
事業者の法人本部からの指示により、センター管理者から、障害福祉課に対してUSBメモリの紛失を報告。